

平成 22 年 11 月 18 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 22 年 11 月 4 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成 22 年 11 月 4 日、文京区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、文京区長から「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について」意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

## 2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

### (1) 一般職に対する平成 22 年の特別区人事委員会勧告

#### ア 公民較差

| 民間従業員平均給与 | 職員平均給与    | 較 差               |
|-----------|-----------|-------------------|
| 419,202 円 | 420,461 円 | △1,259 円 (△0.30%) |

#### イ 公民較差に対する配分

|      | 地域手当の支給割合<br>の変更に伴う配分 | 平成 22 年較差<br>解消による配分 | 合 計               |
|------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| 給 料  | △3,004 円 (△0.72%)     | △1,067 円 (△0.25%)    | △4,071 円 (△0.97%) |
| 諸手当  | —                     | —                    | —                 |
| 地域手当 | 3,514 円 (0.84%)       | —                    | 3,514 円 (0.84%)   |
| はね返り | △510 円 (△0.12%)       | △192 円 (△0.05%)      | △702 円 (△0.17%)   |
| 合 計  | 0 円                   | △1,259 円 (△0.30%)    | △1,259 円 (△0.30%) |

### (2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差 (△1,605 円、△0.38%) を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、減額改定を行った。

一方、特別職の報酬等の額については、現下の社会経済情勢、各職の職務内容や責任の重さ、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいること、他の特別区との均衡などを考慮し、現行のまま据え置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

### (3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回る状況にある。

### 3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。先行きについては、当面は弱めの動きも見込まれるものの、景気が持ち直していくことが期待される。」
- (2) 文京区は、着実な財政運営を行っている。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を平均 0.30%、期末手当・勤勉手当を 0.2 月引き下げる勧告が出されている。
- (4) 文京区の報酬等の額は、23 区中、中位から下位に位置している。
- (5) 段階的に引き上げられてきた一般職の地域手当については、特別区人事委員会により、今回 18%（本則）とする勧告が出されたため、12%のままとなっている区長、副区長及び教育長の地域手当について、報酬等とあわせて整理検討する。

### 4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) 厳しい経済状況にあって、文京区が堅実な財政運営を行い、健全な財政状況を維持しつつ区民福祉の向上に取り組んでいることについては、特別職の業績として評価する必要がある。
- (3) 特別職の報酬等の額を検討する際には、月額のみではなく、期末手当を含めた年収総体についての視点も必要である。
- (4) 文京区の特別職の報酬等の額は、職務の内容や職責の重さ、他の特別区との均衡の観点からは相応しいと考えられるが、各特別職がその職責にふさわしい活動を行っていることを区民に対し説明できるものでなければならない。

### 5 審議結果

審議会は、特別職の報酬等の額については実質的に据え置きとし、区長、副区長及び教育長については、地域手当支給割合の引き上げ分と同率程度、報酬等の額を引き下げるのが、妥当であるとの結論に達した。

なお、特別職の報酬等の額については、以下のとおりとする。

#### (1) 特別職の報酬等の額

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 区長   | 1, 077, 000円 (△58, 000円) |
| 副区長  | 871, 000円 (△47, 000円)    |
| 教育長  | 746, 000円 (△40, 000円)    |
| 議長   | 918, 000円 (据え置き)         |
| 副議長  | 786, 000円 (据え置き)         |
| 委員長  | 646, 000円 (据え置き)         |
| 副委員長 | 619, 000円 (据え置き)         |
| 議員   | 597, 000円 (据え置き)         |

#### (2) 改定の時期

平成22年12月1日

## 文京区特別職報酬等審議会委員

|       |         |
|-------|---------|
| 会 長   | 岩 井 隆   |
| 職務代理者 | 渡 辺 泰 男 |
| 委 員   | 大 川 米 子 |
| 委 員   | 金 子 洋 子 |
| 委 員   | 黒 澤 義 一 |
| 委 員   | 滝 沢 敬 二 |
| 委 員   | 野 上 光 太 |
| 委 員   | 宮 内 秀 一 |
| 委 員   | 伊古田 正 之 |
| 委 員   | 市 岡 秀 昭 |